

京都市消防局人権行政推進主任設置規程

平成 10 年 7 月 1 日
京都市消防局訓令乙第 4 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局人権行政推進主任設置規程を次のように定める。

京都市消防局人権行政推進主任設置規程

(設置)

第 1 条 京都市消防局における人権行政（人権文化の構築に関する施策の企画、立案及び実施をいう。以下同じ。）の推進を図るため、人権行政推進主任を置く。

2 人権行政推進主任は、総務部長をもって充てる。

(人権行政推進主任の職務)

第 2 条 人権行政推進主任は、上司の命を受け、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 人権行政の推進に関する連絡及び総合的な調整

(2) 人権行政の推進に伴い必要となる他の局等との連絡及び調整その他人権行政の推進に関して必要な事項

(消防学校長との連携)

第 3 条 人権行政推進主任は、人権に関する消防職員及び消防団員の教育の推進を掌理する消防学校長と、人権行政の推進に関し常に連携するものとする。

(補則)

第 4 条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(関係訓令の廃止)

2 京都市消防局同和対策主任等設置規程は、廃止する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 9 号）

この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日京都市消防局訓令乙第 3 号）

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日京都市消防局訓令乙第 5 号）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 20 日京都市消防局訓令乙第 1 号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。